宿泊分野育成就労協議会の設置について

資料3

国土交通省 観光庁

○　育成就労外国人を受け入れようとする事業者は、育成就労分野に係る分野別協議会に加入することが必要とされている（育成就労法施行規則第13条第２項第４号）。

○　このため、特定技能制度と同様、宿泊分野の受入事業者及びその業界団体等を構成員とする宿泊分野育成就労協議会を設立することとする。

○　協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、制度の趣旨や優良事例の周知、法令順守の啓発等を実施する。

宿泊分野育成就労協議会

観光庁 / 育成就労実施者 / 監理支援機関 / 外国人技能実習機構 / 業界団体 / 試験実施機関 / 学識者 / 関係省庁

警察庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省

活動内容（案）

○　育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
○　育成就労実施者に対する法令遵守の啓発
○　就労構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
○　地域別の人手不足の状況の把握・分析
○　人手不足の状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
○　育成就労外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新
○　行動規範の策定・更新
○　受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議　　等